

## 前橋市指定障害児通所支援事業運営要領

### (目的)

第1条 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号。以下「法」という。）の規定に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業（以下「障害児通所支援事業」という。）の実施にあたっては、児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号）、前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年12月11日前橋市条例第35号。以下「基準条例」という。）及び前橋市児童福祉法施行細則（平成21年規則第41号。以下「規則」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

### (障害児通所支援事業の指定申請)

第2条 障害児通所支援事業の指定又は更新を受けようとする者は、指定障害児通所支援事業所の指定申請に当たり、あらかじめ指定申請書類の内容確認を受けなければならない。

- 2 障害児通所支援事業の指定を受けようとする者は、指定障害児通所支援事業所の指定申請に当たり、前項に規定する内容確認を受けた上で、指定を受けようとする日が属する月の前月10日までに指定申請書類を提出しなければならない。
- 3 障害児通所支援事業の更新を受けようとする者は、指定障害児通所支援事業所の指定申請に当たり、第1項に規定する内容確認を受けた上で、指定有効期間満了日が属する月の10日までに指定申請書類を提出しなければならない。
- 4 障害児通所支援事業の指定又は更新を受けようとする者は、指定障害児通所支援事業所の指定申請に当たり、あらかじめ重要事項説明書の内容確認を受けなければならない。

### (職員状況の報告)

第3条 指定障害児通所支援事業事業者は、毎年11月1日現在の事業所の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧を、12月1日までに提出しなければならない。

### (現員状況の報告)

第4条 指定児童発達支援事業者、指定医療型児童発達支援事業者及び指定放課後等デイサービス事業者は、毎年2月、5月及び10月の各1日現在の事業所の利用状況について、市長が別途指定する方法により、当該月の15日までに報告しなければならない。

### (事故の報告)

第5条 基準条例第53条（第59条、第63条、第84条、第85条、第89

条、第97条、第102条において準用する場合を含む。)に規定する障害児に対する指定障害児通所支援の提供により事故が発生した場合の関係機関への連絡は、「前橋市社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に基づき実施するものとする。

#### (契約内容の報告)

第6条 指定障害児通所支援事業者は、基準条例第14条第3項及び第4項(第59条、第63条、第84条、第85条、第89条、第97条、第102条において準用する場合を含む。)に規定する指定障害児通所支援の利用に係る契約をしたとき、契約内容を変更したとき又は指定障害児通所支援の提供が終了したときは、「契約内容報告書」(別記様式第3号)により、延滞なく報告しなければならない。ただし、当該市町村の判断により、契約内容報告書の提出を省略することができるものとする。

#### (災害被害の報告)

第7条 指定障害児通所支援事業者は、災害発生による被害状況について、人的被害、施設被害があった場合に限り、以下のとおり報告しなければならない。

- (1) 被害報告の第一報として、災害時情報共有システム又は「災害被害報告(速報)」(別記様式第4号)  
により、速やかに報告しなければならない。
- (2) 前号の報告後、災害時情報共有システム又は「災害被害報告(詳細)」(別記様式第5号)により、速やかに詳細な被害状況を報告しなければならない。

#### (他法令の遵守)

第8条 指定障害児通所支援事業者は、事業を実施するにあたり、次に掲げる法令を遵守しなければならない。

- (1) 消防法
- (2) 建築基準法
- (3) 水防法
- (4) 土砂災害防止法
- (5) 前橋市暴力団排除条例
- (6) その他事業を行うにあたり関係する法令

- 2 障害児通所支援事業の指定を受けようとする者は、指定障害児通所支援事業所の指定申請に当たり、前項各号に掲げる法令の遵守を、関係法令遵守確認書(別記様式第6号)を提出することにより、表明しなければならない。
- 3 市長は、前項の提出により法令の遵守を確認できないときは、指定障害児通所支援事業の指定を受けようとする者に対して、誓約書(別記様式第7号)を提出させるものとする。
- 4 障害児通所支援事業の指定を受けようとする者は、障害児通所支援事業所の

指定申請に当たり、前橋市の事務事業からの暴力団排除に関する要綱に基づき、誓約書（同要綱様式第1号）を提出しなければならない。

（障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出）

- 第9条 指定障害児通所支援事業事業者が、法に基づく事業の体制及び加算に係る届出をしようとするときは、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（平成24年3月30日障発0330第16号）に基づき、行うものとする。
- 2 指定障害児通所支援事業事業者は、前項の届出のうち報酬単位が減少する届出については、前項の規定にかかわらず、事実が発生した日から1か月以内に届出を行うものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和5年10月1日から施行する。

2 改正後の第9条第2項の規定は、令和5年10月1日以後に算定される報酬について適用する。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和7年12月1日から施行する。